十三の二　ローカル５Ｇサービス　ローカル５Ｇ通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信役務をいう。 ［十四～十八　略］ 十九　仮想移動電気通信サービス　移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末、無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。 ［二十～二十五　略］	十三の二　ローカル５Ｇサービス　ローカル５Ｇ通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信役務をいう。 ［十四～十八　同上］ 十九　仮想移動電気通信サービス　移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。 ［二十～二十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令・国土交通省令第一号

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉

公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和四十七年建設省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省令第八十七号

独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）第七条第十一号、第八条第一項及び第三項、第十二条第一項第一号及び第五号並びに第十三条第二項及び同項第二号並びに独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）第七条第十一号、第八条第一項及び第三項、第十二条第一項第一号及び第五号並びに第十三条第二項及び同項第二号の規定に基づき、独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人造幣局に関する省令）

第一条　独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） **第一条の三**　［略］ 一・二　［略］	（監事の調査の対象となる書類） **第一条の三**　［同上］ 一・二　［同上］